日本学生支援機構 【給付奨学金（新制度）】 【令和４年7月】

「在籍報告（兼通学形態変更届）」の提出手続き（入 力）

はじめに

◆新制度の給付奨学金採用者は、「在籍報告」により在籍状況や生計維持者等について、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて届け出る必要があります。

◆ 休学中等により給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。

◆未提出のまま提出（入力）期間が過ぎると、給付奨学金の支給が止まります。

以下の「手続きの流れ」（3）の提出（入力）期間を確認し、**必ず決められた期間内に提出（入力）してください。**

◆偽りその他不正の手段によって支給を受けた場合は、受給した給付奨学金を返金することになります。

手続きの流れ

（1） スカラネット・パーソナル（以下「スカラPS」）に事前登録

「在籍報告」はスカラＰＳを経由して提出（入力）します。
未登録の方は必ず事前に登録してください。

※ 登録には奨学生番号や奨学金振込口座番号等が必要です。
奨学生番号は奨学生証等で確認してください。不明な場合は学校に問合せてください。

◆登録について⇒https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

奨学金を申込むサイト（スカラネット）とは違うサイトです。ログインするために新規登録してください。

（2） 「在籍報告」の提出（入力）準備

誤入力の防止や円滑な入力のために、２ページ目からの**「入力準備用紙」**を作成してください。
また、届出内容によっては証明書類等の提出が必要です（６ページ目参照）。
証明書類等の提出がない場合、給付奨学金の振込みが止まる場合があります。

期間内に入力しない場合、支給予定だった総月数から振込が止まった月数が減じられることがありますので、提出期間内に提出してください。

（3） スカラPSより「在籍報告」を提出（入力）

提出（入力）期間	**令和４年７月６日（水）～ ７月 19 日(火)** ※土日祝日も提出（入力）できます。
入　力　時　間	**8：00 ～ 25：00**

必ず提出（入力）期間内に入力してください。

提出（入力）期間内であれば訂正が可能ですので、早めに入力し誤入力がないか確認してください。

※ 翌月以降に提出（入力）することもできますが、振込みが止まっていた期間（月数）は支給予定だった総月数から減じられる場合があります。
なお、翌月以降の提出（入力）期間は、学校へ確認してください。

※ 推奨環境を満たしていない端末では提出（入力）ができない場合があります。
インターネット環境や推奨環境を満たす端末が利用できない方は早めに学校に相談してください。

【推奨環境】※環境外の場合、「識別番号が違います」というエラーが出ることがあります。
・ＯＳ(オペレーティング・システム)：Windows 8.1、Windows 10、 Windows 11、 iOS 11以上、AndroidOS 8.0以上
・ブラウザ(ホームページ閲覧ソフト)：Microsoft Edge、iOS版Mobile Safari、 Android版Google Chrome
※ **AndroidはGoogle Chrome、iOSはSafariにのみ対応**しています。
※ OS：Mac系、ブラウザ：FirefoxやPC版Google Chrome等、上記以外の環境下は未確認のため動作保証していません。

（4） 【該当者のみ】必要な証明書類等を学校に提出（６ページ目参照）

『在籍報告（兼通学形態変更届）』入力準備用紙

「在籍報告（兼通学形態変更届）」を提出（入力）する前に、以下の設問の答えを準備してください。

1 ／ 8 画面　（「給付奨学金に関する調査（アンケート）」の対象外の人は全７画面になります。）

A－在籍報告（兼通学形態変更届）提出について

「在籍報告（兼通学形態変更届）」は、給付奨学金の受給にあたり大学等に在籍していること等を確認するための大切な届出です。
本機構では、この届出の記入内容に基づき給付奨学生の資格等を判断します。届出を提出しても必ず継続して支給されるとは限りません。

B－誓約欄

給付奨学生の在籍報告（兼通学形態変更届）提出にあたっては、正しく記入することを誓約します。

西暦 ［　　］ 年 ［　］ 月 ［　］ 日

入力当日の日付(半角数字)を西暦で正しく入力してください。

氏名（**全角**カナ）　姓（15文字以内）［　　］　名（15文字以内）［　　］

生年月日（西暦） ［　　］ 年 ［　］ 月 ［　］ 日生

正しく生年月日(半角数字)を入力してもエラーになる場合は、学校に確認してください。

2 ／ 8 画面

C－あなたの個人情報

★あなたの個人情報と支給明細が表示されますので、確認してください。

- 第一種奨学金を併給している場合は、第一種貸与明細も表示されます。
- 休停止中の場合は、休停止になる直前に支給されていた支給月額が表示されます。

D－在籍状況の確認

あなたは○○大学（短期大学・専修学校・高等専門学校）に在籍していますか。

○在籍しています　○在籍しています（休学しています）　○在籍していません

- 「在籍していません」を選択した場合、翌月から振込保留となります。別途、退学による給付終了の届出が必要です。
- 給付奨学金振込中の方が「在籍しています（休学しています）」を選択した場合、翌月から振込保留となります。別途、休学による給付中断の届出が必要です。

E－あなたの国籍情報

★登録済のあなたの国籍情報が表示されますので、確認してください。

（表示される内容）　あなたの国籍、在留資格、在留期間（満了日）、永住意思

国籍、在留資格等に変更はありますか。
変更がある場合や在留期間（満了日）が到来している場合は「はい」を選択して、変更後の国籍情報を選択（入力）してください。

○はい　○いいえ

国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間を更新(延長)した場合は、証明書類(「在留カード」のコピー等)の提出が必要です。(6ページ目参照)
在留期間が満了していたり、在留資格を変更した場合は、証明書類が提出されるまで振込みが止まります。

3 ／ 8 画面

F－他の給付金受給状況

他の給付金（国費）の受給状況に変更はありますか。

（「他の給付金（国費）」とは、下記の５つのことを指します。ハローワークや役所からあなた自身が受けている給付金があれば、下記の５つに該当するものがないか必ず確認してください。）

受給していないと登録されている方には、以下の問いが表示されます。

○受給状況に変更ありません

○受給状況に変更があります（現在、受給している）　受給開始年月日　西暦 ［　　］ 年 ［　］ 月 ［　］ 日

現在受給している給付金に該当するものを選択してください。
複数受給中の場合は、受給開始年月日が古いものを選択してください。

＜他の給付金（国費）＞

- 教育訓練支援給付金【雇用保険法】
- 訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
- 職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
- 高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
- 職業転換給付金<訓練手当>【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

受給していると登録されている方には、以下の問いが表示されます。

○受給状況に変更ありません

○受給状況に変更があります（現在、受給していない）

他の給付金(国費)の受給が終了し、機構の給付奨学金の支給を再開するためには別途届出が必要です。

・他の給付金(国費)と日本学生支援機構の給付奨学金の併給はできません。申告漏れの場合や受給開始年月日が遡及する場合は、その間に振込まれた給付奨学金は返金が必要です。
・「受給状況に変更があります(現在、受給している)」を選択すると、「受給開始年月日」欄が活性化します。入力した受給開始年月日に基づいて給付月額を0円とします。なお、第一種奨学金を併給している場合は調整されたままの貸与月額が振り込まれます。

3／ 8画面（続き）

G－あなたの住所情報

★登録済みのあなたの住所情報が表示されますので、確認してください。

あなたの住所情報は、以下の内容で登録されています。（表示される内容）　あなたの現住所、電話番号、携帯電話番号

現住所、電話番号に変更はありますか。

変更がある場合は「はい」を選択して、変更後の現住所等を入力してください。

現住所又は電話番号のいずれか一方のみを変更・訂正する場合、変更がない項目も入力する必要があります。

○はい　　○いいえ

4／8画面

H－生計維持者情報

★登録済みの生計維持者の情報が表示されますので、確認してください。

1．生計維持者①に変更がありましたか。

○人物の変更はありません　　○人物の変更があります（再婚等による人物の追加・変更）　　○人物の変更があります（死亡、離婚等による人物の削除）

「生計維持者情報①(変更後)」欄に【生計維持者削除】と表示されます。

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか　○はい　○いいえ

現住所が表示されない場合は、「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか　○はい　○いいえ

名の変更は行うことはできません。
名の変更が必要な場合は学校に申し出てください。

生年月日の訂正がありますか　○はい　○いいえ

人物の変更がなく、上記(現住所、姓、生年月日)以外の訂正が必要な場合は、学校に申し出てください。
例)生計維持者①の名、カナ氏名(姓の変更を除く)、続柄等

「生計維持者情報①（変更後）」欄が活性化するので入力してください。
（入力項目）
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

2．生計維持者①のその他確認事項を入力してください。

入力は不要です。
（回答欄は非活性）

(1)生計維持者①は2022年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
(2)生計維持者①は2022年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

3．生計維持者②に変更がありましたか。

○人物の変更はありません　　○人物の変更があります（再婚等による人物の追加・変更）　　○人物の変更があります（死亡、離婚等による人物の削除）

「生計維持者情報②(変更後)」欄に【生計維持者削除】と表示されます。

以下に該当するものを選択してください。

現住所の変更がありますか　○はい　○いいえ

現住所が表示されない場合は、「はい」を選択して入力してください。

姓の変更がありますか　○はい　○いいえ

名の変更は行うことはできません。
名の変更が必要な場合は学校に申し出てください。

生年月日の訂正がありますか　○はい　○いいえ

人物の変更がなく、上記(現住所、姓、生年月日)以外の訂正が必要な場合は、学校に申し出てください。
例)生計維持者②の名、カナ氏名(姓の変更を除く)、続柄等

「生計維持者情報②（変更後）」欄が活性化するので入力してください。
（入力項目）
カナ氏名、漢字氏名、生年月日、続柄、現住所

4．生計維持者②のその他確認事項を入力してください。

入力は不要です。
（回答欄は非活性）

(1)生計維持者②は2022年1月1日の時点で生活保護を受けていましたか。
(2)生計維持者②は2022年1月1日の時点で日本国内に住んでいましたか。

7月の在籍報告において報告された生計維持者の情報は、
2022年10月の支援区分の確認(見直し)に適用されません。

4 ／ 8 画面（続き）

（生計維持者を変更した場合、その変更内容によって追加表示される設問が異なります。）

父のみ又は母のみが生計維持者の場合

父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている理由について、次のうち該当するものを選択してください。

○ 父又は母と死別した。
○ 父母の離婚等により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計である。
○ 父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
○ その他（　　）

「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚 の場合なども含みます。

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類（以下の表参照）の提出を後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか。　○はい　○いいえ

父母以外が生計維持者の場合

生計維持者の父母以外の人を入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。（複数選択可）

○ 両親（父母）と死別した。
○ 両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない。
○ わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されている。
（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っている。）
○ その他（　　）

必要に応じて、事実関係が確認できる証明書類（以下の表参照）の提出を後日求める場合があります。
上記の申告に間違いありませんか。　○はい　○いいえ

事　象	証明書類（例）
父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合 【共通】	・課税証明書（寡婦控除の適用が分かるもの） ・児童扶養手当証書、受給証明書等
上記の書類を提出できない場合	
父母と死別	・戸籍謄本、抄本　・住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・戸籍謄本、抄本
父母が離婚調停中	・裁判所による係属証明書　・弁護士による報告書
父又は母がDV被害	・自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・戸籍謄本、抄本 及び ・課税証明書（配偶者控除の適用が分かるもの）
その他の事由	・事実関係を確認できる書類（第三者（機関）の所見等）

独立生計者（あなたが生計維持者）の場合

生計維持者はあなた自身（独立生計者）と入力した理由について、次のうち該当するものを選択してください。

○ 両親（父母）と死別し、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。
○ 父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない。
○ わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養している。
○ その他（　　）

申告いただいた内容について、後日確認する場合があります。　上記の申告に間違いありませんか。　○はい　○いいえ

5 ／ 8 画面

Ｉ－資産情報

入力は不要です。　「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

6 ／ 8 画面

Ｊ－通学形態の確認

★**以下の場合は入力できません**。　「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

通信教育課程の場合も入力できないため、「次へ」を押してください。なお、通学形態変更を希望する場合は、学校に申し出てください。

・給付奨学金の支給が休停止中の場合
・設問「Ｄ－在籍状況の確認」（２／８画面）で、「在籍しています（休学しています）」を選択した場合
・設問「Ｄ－在籍状況の確認」（２／８画面）で、「在籍していません」を選択した場合

6／ 8 画面（続き）

- 「自宅通学」とは、奨学生が生計維持者（原則父母）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。
- 「自宅外通学」とは、奨学生が生計維持者のもとを離れて（生計維持者の単身赴任等は含まない。）家賃を支払って生活していることをいい次のいずれかに該当することが必要です。
  ① 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）
  ② 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）
  ③ 実家から大学等までの通学費が月１万円以上（目安）
  ④ 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が１時間当り1本以下（目安）
  ⑤ その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、自宅（実家）からの通学が著しく困難である場合
- 社会的養護を必要とする人や独立生計維持者は、自身の家賃を支払いながら通学している場合、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学」を申請することができます。

（登録済みの通学形態によって、表示される画面が異なります。）

通学形態が「自宅通学」と登録されている場合

「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

既に自宅外証明書類を提出しているが、「自宅通学」と表示されている場合も「次へ」を押してください。

在籍報告では、「自宅外通学」への通学形態変更はできません。
今回、自宅通学から自宅外通学に変更する場合は、「通学形態変更届兼自宅外通学証明書送付状」、賃貸契約書等のコピーを併せて提出してください。提出先、提出期限等詳細については最終ページの「提出書類について（該当者のみ）」を確認してください。なお、既に自宅外通学が認められている学生は提出不要です。

通学形態が「自宅外通学」と登録されている場合

以下の選択肢が表示されます。

自宅外通学から自宅通学に通学形態を変更した場合は、退去年月日・自宅通学への変更年月日に基づき、月額を変更します。
※誤入力がないよう、6／8画面の「自宅通学とは」を再度確認して入力してください。

○ 通学形態は変更ありません

○ 通学形態を変更しました（自宅外通学から自宅通学）

自宅外住所からの退去年月日　西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日

○ 自宅外通学から自宅通学へ登録を変更（訂正）します

（例）・生計維持者と一緒に住んでいる
・家賃を支払っていない
・自宅外通学の要件①～⑤に該当していない（しなくなった）　など

自宅通学への変更年月日　西暦 □□□□ 年 □□ 月 □□ 日

給付始期から自宅通学に変更（訂正）する場合は、「給付始期年月」の1日を入力してください。
（例）給付始期年月が2022年4月の場合、「2022年4月1日」と入力する。

7／8 画面

K－あなたの通学状況

入力は不要です。　「次へ」ボタンを押して画面を進めてください。

8／8 画面

対象者のみ画面が表示されます。

給付奨学金に関する調査（アンケート）

★給付奨学金に関する調査（アンケート）にご協力をお願いします。（「在籍報告」の内容に影響を及ぼすものではありません。）

全ての設問に記入漏れや誤りがないか、確認したうえで、入力を始めてください。
提出(入力)期間内であれば訂正が可能です。
（明らかな誤入力等が見受けられる場合、学校から照会・訂正指導を行うことがあります。）

訂正期間が限られているため、誤入力がないよう、入力してください。

入力時の留意点

◆ 入力中、１つの画面で**30分**以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。
◆ 最後の設問まで入力すると、入力内容確認画面**「在籍報告（兼通学形態変更届）情報一覧」**が表示されます。
入力内容に誤りがないか等を必ず確認し、画面を印刷してください。
◆ 送信後に内容訂正が必要になった場合、**提出(入力)期間内であれば訂正が可能**です。
◆ **送信後に受付番号が表示されますので、必ず印刷のうえ、下のメモ欄にメモしてください。**
◆ 入力時の情報は、在籍する学校または本機構で、調査・統計等に使用させていただく場合があります。
（個人が特定されることはありません。）

！！必ず記入してください！！
あなたの受付番号は（21桁）　□□□□□□□□ － □□□□□□□ － □□□□□□

提出書類について（該当者のみ）

在籍報告の提出（入力）期間に関わらず、以下に該当する場合は速やかに証明書類を学校に提出してください。

自宅外通学の証明書類	・今回新たに自宅外通学の給付月額の支給を受けるためには、奨学生が生計維持者のもとを離れ て家賃を支払って生活しており、かつ、一定の要件（設問「Ｊ－通学形態の確認」（５ページ目）参照）に該当していることについて、機構で認定を受ける必要があります。在籍報告では自宅通学から自宅外通学への変更はできません。 該当者は、以下書類を期限までに提出してください。 提出書類 （１）「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」+チェックシート （２）自宅外通学における証明書類（賃貸借契約書のコピー等） ・「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」等様式は、以下URLから印刷するか、学生支援・社会連携課経済支援係窓口で受け取ることも可能です。 URL：https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/zaisekihoukoku/ ※現在既に自宅外通学が認められている場合は、書類の提出は不要です。	**提出期限** 7月29日（金）17時【必着】 **提出先** 学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）
在留資格の証明書類	国籍を「日本国以外」に変更した場合、在留資格を変更した場合、在留期間（満了日）を更新した場合は、在留資格に関する証明書類を提出してください。 提出書類 （１）「給付奨学金 『在留資格証明書類』提出書」 （２）在留資格に関する証明書類（「在留カード」のコピー又は「特別永住者証明書」の表裏両面コピー又は「住民票の写し」等） ※「給付奨学金 『在留資格証明書類』提出書」は、学生支援・社会連携課経済支援係窓口で受け取るか、以下URLから印刷してください。 URL： https://www.kit.ac.jp/campus_index/life_fee/scholarship/jassoscholarship/zaisekihoukoku/ ・適切な証明書類が提出され、給付奨学生の資格を満たしているか機構で確認できる までは、給付奨学金の振込みが止まります。	**提出期限** 7月29日（金）17時【必着】 **提出先** 学生支援・社会連携課経済支援係（3号館1階）

月額の変更について

① 給付奨学金は、次の要件によって給付月額に変動があります。

・適格認定（家計）に基づく支援区分の見直しによる変更
（毎年夏ごろに機構で支援区分の見直しを行い、10月振込みより支給月額に反映します。）

・通学形態による変更
自宅外通学に変更となる届出を入居月から3か月以上経過して行う場合は、届出の提出月から自宅外の月額となります（入居月にさかのぼりません）のでご注意ください。

・他の給付金（国費）受給による変更（※）
日本学生支援機構の給付奨学金との併給はできません。その期間は給付月額が0円となり、給付奨学金を受給した期間とみなします。

※他の給付金（国費）
・教育訓練支援給付金【雇用保険法】
・訓練延長給付、技能習得手当（受講手当、通所手当）、寄宿手当【雇用保険法】
・職業訓練受講給付金【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】
・高等職業訓練促進給付金（ひとり親家庭の親を対象とする給付金）【母子及び父子並びに寡婦福祉法】
・職業転換給付金＜訓練手当＞
【労働施策の統合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律】

② 第一種奨学金を併せて利用する場合、給付奨学金の支援区分に基づき、第一種奨学金の貸与月額が調整（上限額が制限）されます。また、給付奨学金の通学形態が変更になると、連動して貸与月額が変更される場合があります。